

令和7年第10回南三陸町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年10月24日（金） 午後1時30分から午後2時55分まで

場 所 南三陸町役場 2階会議室

出席者・農業委員

1番 菅 原 博 文 君

4番 山 内 勇 喜 君

5番 鈴 木 麻 友 君

7番 阿 部 高 裕 君

8番 阿 部 博 之 君

9番 遠 藤 重 幸 君

・農地利用最適化推進委員

歌津地区 山 内 敏 郎 君

入谷地区 西 城 勝 志 君

欠席者・農業委員

3番 佐 藤 茜 君

6番 阿 部 あい子 君

欠席者・農地利用最適化推進委員

志津川地区 及 川 博 喜 君

戸倉地区 阿 部 俊 幸 君

議事録署名委員

7番 阿 部 高 裕 君

8番 阿 部 博 之 君

説明のため出席した者の指名 なし

事務局職員出席者 事務局長 佐 藤 正 行 次長兼主任 加 藤 信 男
主事 佐 藤 京 介

議事日程第 1 行事報告
第 2 会議録署名委員の指名
第 3 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第38号 非農地証明願について
議案第39号 南三陸町農地の現状変更届出指導要綱の一部改正について

議案第 4 0 号 南三陸町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正
について

- 第 4 報告第 1 1 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
- 第 5 その他

審議状況 本日の会議に付した議案 第 3 6 号、第 3 7 号、第 3 8 号、第 3 9 号、第 4 0 号

(会議本文)

午後1時30分 開会

- 事務局長（佐藤正行君）ただいまより令和7年第10回南三陸町農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は8人中6人出席ですので、会議が成立していることを報告いたします。初めに遠藤会長よりご挨拶をいただきます。
- 会長（遠藤重幸君）それでは一言挨拶申し上げさせていただきます。本日は農業委員、また最適化推進委員の皆様方には、非常に公私ともお忙しい中、総会にご出席をいただきまして大変にありがとうございます。

今日は家族の事情などで欠席される方も多いわけでございます。10月は気温がどんどん下がったような状況であり、暖冬と言われておりますがそんなことにはならないような話でございますので、例年通りの冬になるのかなと思うわけでございます。

9月の米の卸売価格が新聞に載りましたが、去年の1.6倍の36,985円ということでございます。国では来年の作付面積を調整しているのか、新聞では価格が下がらないよう作付面積については調整すると言っているわけでございますが、国会議員の話だからどこまで本当にわかって言っているのかわかりません。そういう状況でありますので、来年はあまり下がらないでいくのかなと思うわけでございます。

総理も代わって女性ということでございます。南三陸町も我々の局長もやりました千葉さんが町長ということでございますので、今後に期待をして、色んなことも申し上げたいなと思っております。議会については新しい方が出ているので、どういう方向に行くのかわかりませんが、色んな面で変わる時期になったなと思っているわけでございます。

非常に農業についても色々言われておりますが、中々難しい状況は続くわけでありまして。しかしやっている以上、頑張らないとやれないわけでございますので、皆さんもよろしく願いをしたいと思えます。

簡単であります、開会の挨拶に変えさせていただきます。本日は大変ご苦勞様でございました。

日程第1 行事報告

- 事務局長（佐藤正行君）続きまして次第3番、行事報告について報告いたします。
(総会資料により行事報告を説明。)
- 事務局長（佐藤正行君）以上が行事報告となります。次第により会議録署名委員の指名、その後の議事進行を会長にお願いいたします。遠藤会長お願いいたします。

日程第2 会議録署名委員の指名

- 会長（遠藤重幸君）それでは次第に基づきまして進めていきたいと思えます。次第の会議録の署名委員について、私の方から指名してよいとお諮りしたいと思います。よろしいですか。(「はい」の声あり)
- 会長（遠藤重幸君）それでは本日の会議録の署名委員は7番委員さんと8番委員さんをお願いいたします。

日程第3 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議事に入ります。議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。贈与による所有権移転。譲渡人が高齢で農業の後継者もいないことから譲り受け、自家消費用の野菜の作付けを行いたいもの。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 7番（阿部高裕君）事務局の説明の通りだと思います。■■■■が■■■■に贈与ということで、現在はまだ■■■■の方が畑をやっているっていう状態でした。写真の方見てもらえるとわかるんですけども綺麗に管理されている印象でした。今後も引き続き■■■■が綺麗に、管理していくと思われます。特に問題ないと思います。皆さんご審議の方よろしくをお願いします。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。他に補足説明ができる方はありますか。
- 会長（遠藤重幸君）なければ質疑に入りたいと思います。この件について質問のある方がおりましたらお願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）質問が無いようですので採決をしたいと思います。それでは議案第36号 農地法第3条の規定による許可、ナンバー1について原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。続きましてナンバー2について、事務局の説明をお願いいたします。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。使用貸借権の設定。生産調整のため休耕する農地を荒廃させたくないため、隣接する農地所有者が耕作するもの。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）今事務局より説明があった通りでございまして、まさに集団的な農地の一角でありまして、その田んぼ向かいが耕作している農地ということで、非常に効率よく作業ができると思います。現在も綺麗に管理されていますし、何よりも法面等の草がですね、どの田んぼも綺麗に刈られていて、しっかりと管理されている地域だなという風にして見て参りましたので、問題ないかと思います。よろしくお願いします。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。他に補足説明ができる方はありますか。
- 推進委員（山内敏郎君）私と同じ行政区のお二人なんですね。特にこの■■■■っていう方は非常に仕事士って言われる昔気質の人ですね、作付けすべて、一番最初にすべてこなすということで、非常に有能な方であります。そういった人物紹介をして終わります。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。他にございますか。なければ質疑に入りたいと思います。この件について質問のある方もいましたらお願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）質問がないようですので、採決をしたいと思います。それでは議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、ナンバー2について原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。

日程第3 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。太陽光発電設備設置のため、売買による所有権移転を行うもの。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）前回委員会で諮問という形で意見を求められた案件でありまして、その現場を見て参りました。まずはですねその家族構成っていうか、譲渡人の■■■■ですけれども、既に■■■■に住んでいて家族もこちらに住んでいないということで、やっぱり所有する意思はないのかなというふうに思っていました。そんな中での申請ですので、農地としては道路沿いの一等地だなど見て参りましたが、感情的なことと言ってもこれはどうしようもないのが制度なので、やむなしかなというふうに見て参りました。道路沿いに太陽光ができる景観っていうのが今後どうなっていくのかなと思いますけれども、他の田んぼに影響するわけでもないですし、その地域の人が代わりに耕作するよっていう状況でもないし、要は土地を離したいっていうのが最大の要因なんだと理解してきましたので、やむなしかなというふうに見て参りました。以上です。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。この件について他に補足説明できる方はありますか。
- 会長（遠藤重幸君）なければ、質疑に入りたいと思います。この件について何か質問ある方ありましたらお願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）無いようですので採決をしたいと思います。議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。

日程第3 議案第38号 非農地証明願について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第38号 非農地証明願について上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）住宅の売買の際、その住宅への唯一の進入路がある土地の登記が畑であった。土地の状況からも農地として利用することは困難であり、すでに30年以上道路として使用していることから非農地としたいもの。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 7番（阿部高裕君）写真を見てもらうとわかるんですけども、住宅までの行く道路として1個の畑のところに造成して道を作っているっていう状態です。その畑の部分っていうのが1段下がっていて、そこに道路がついているんで結局法面とかもあったりしながら、大部分がもうこの通路として、使われているような土地でした。今回非農地の証明ということで、農地にはちょっと戻すことも難しいのかなと思います。特に問題ないと思います。審議の方をお願いします。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。この件について補足説明できる方はありますか。

- 会長（遠藤重幸君）ないようですので、それでは質疑に入りたいと思います。この件について質問のある方もいましたらお願いいたします。
- 5 番（鈴木麻友君）違うかもしれないんですが転用の記録がどこにも残っていないということなんでしょうか。
- 主事（佐藤京介君）そうですね。県の方で今すぐに確認できるのが平成2年頃からのデータの一部しか確認できないというところだったので、建築の履歴は申請者さんの方であって、平成元年1月10日ごろですかね、に建築されたという記録が残っているので、少なくとも転用許可はその前の申請になるかと思います。そうすると、もう県の方で把握しているですね、転用の記録ではもうちょっと確認することができないということなので、今は確認する方法がないということです。ただ住宅に関しては登記がもう宅地になっているので、資料にはついてないんですけれども、登記地目は畑から宅地になっているというような登記になっているので、転用が行われているのかなと。
- 5 番（鈴木麻友君）県の平成以降入っているのは、何かタイミングなのですか。データの保管の仕方が変わったのか、純粹に10年以上経過したからもうとってないという感じなのか。
- 主事（佐藤京介君）すいません。ちょっとそこまでどういった経過でというのは把握していないんです。もともと多分紙で取っていたものを、どこかのタイミングでデータ化したのかなと思われます。
- 会長（遠藤重幸君）ただこの住宅はずっと昔からあるのかな。
- 主事（佐藤京介君）そうですね。平成元年に作られたということなので、平成元年からはずっとあります。
- 会長（遠藤重幸君）平成元年に道路もつけないとこの家には入れないよな。許可申請はしてはあるんだろうね。それとも黙ってつけたのかな。
- 主事（佐藤京介君）本当にこの住宅に入るためにこの下から行くことはちょっと正直難しいので、家を建てる際にここも造成されたのかなというふうに考えられます。
- 8 番（阿部博之君）もうその頃には畑ではなかったんだろうね。
- 会長（遠藤重幸君）でもこれ誰もわからなかったのかな。この時期なら道路付けたら言うもんね。許可とったとしか見られないよな。
- 7 番（阿部高裕君） についている部分があるので許可はとっていると思います。
- 5 番（鈴木麻友君）だからこういう土地も年1回の調査で、「違反転用の可能性があるかもな」みたいに見つけていければいいんですかね。
- 主事（佐藤京介君）そうですね。それこそ今やっただいている利用状況調査で、同様の事案がありましたらそこは教えていただければと思います。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。他に質問ございますか。
- 会長（遠藤重幸君）無いようですので、採決をしたいと思います。議案第38号 非農地証明願について原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。

日程第3 議案第39号 南三陸町農地の現状変更届出指導要綱の一部改正について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第39号 南三陸町農地の現状変更届出指導要綱の一部改正

について上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

- 主事（佐藤京介君）総会資料により説明。現在定めのある南三陸町農地の現状変更届出指導要綱について、運用している法律に改正があったことから、関連部分を改正する他、軽微な修正を行うもの。
- 会長（遠藤重幸君）それではこの件につきましては、この件について何か質問がある方おりましたらお願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）質問が無いようですので採決をしたいと思います。議案第39号 南三陸町農地の現状変更届出指導要綱の一部改正について、原案通り承認とすることにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。

日程第3 議案第40号 南三陸町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第40号 南三陸町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。始めに農地移動適正化あっせん事業の概要を説明。引用元の改正に伴う基準の改正を行うもの。
- 会長（遠藤重幸君）この件について質問のある方がおりましたらお願いいたします。
- 推進委員（西城勝志君）この制度がちゃんと活用されれば、さっき審議された太陽光発電の普及だとかそういうことも減ってはくるのかな。
- 主事（佐藤京介君）そうかもしれないですね。もうここにいない人が農地を手放したいんだっていうときに、農業委員会が間に入ってですね、農業をちゃんとやっている認定農業者の方々とかにあっせんをさせていただくというような事業になります。
- 推進委員（西城勝志君）農地を相続して困ったよって言っている方が、「農業委員に相談だ」という感じの動きにしたいっていうのかな。
- 主事（佐藤京介君）そうですね。今回の改正につきましては、元々そういう制度があったんですけど、現在施行されている要領に対応できていない状態だったので、そこをちょっと改めさせていただいて、実際に申し出がある時に対応できるようにしておこうというような改正になります。
- 5番（鈴木麻友君）ちなみにここ最近で言うところのマッチングの事例ってあるんですか。
- 主事（佐藤京介君）町内では無いんですけど、ちょっと今手元に資料がないんですが、県内では5件くらいだったかと思います。
- 5番（鈴木麻友君）この制度に則ってというわけではなく、町内で農地を買いたい方とかの声とか、依頼を受けて、どこまで事務したっていうのはありますか。
- 主事（佐藤京介君）そうですね、それこそ西城委員や阿部博之委員が以前から[REDACTED]の間に入ってやっていただいたりであるとか、そういうのも同様の活動にはなります。
- 5番（鈴木麻友君）今後はそういう相談を農業委員会が受けたら、すべてこの制度にのっとってやりましょうということではないですね。
- 主事（佐藤京介君）そういう訳ではないです。このあっせん事業を使いたいというような申し出があればということなので、窓口としても受付は出来る体制にしたいと思います。

- 会長（遠藤重幸君）今の人はインターネットでそういう情報を見て調べてから来るんだろうな。
- 主事（佐藤京介君）買いたいという人はそうだと思います。売りたいという人は相手方などはわからないわけですので、売りたい人・手放したい人とかの相談に対応できるようにというのがメインになってくるかなと思います。
- 5 番（鈴木麻友君）この制度に則ると良いことというのは税制の特例ですよね。
- 主事（佐藤京介君）税金が控除になりますよということですね。あくまで農業振興地域内の農地に限るので、どんな田んぼや畑でも良いというわけではないです。農振農用地ですね。
- 8 番（阿部博之君）やる気のある人だったらこれを利用する価値があるね。
- 4 番（山内勇喜君）議案の 37 なんかはまさにその辺を使った方が良さそうですね。
- 主事（佐藤京介君）そうですね。今回は無償の贈与だったのであっせんのメリットはあまりないですが、自分の土地を手放したいんだというのには対応できますね。
- 4 番（山内勇喜君）そちらではなく太陽光の方ですね。今回は業者に行ってしまいましたけどもっと手放したいんだということを大々的に周知させてやれば、もしかすると農業委員会で近所の方にどうだってできるわけですね。
- 主事（佐藤京介君）そうですね。手放したいんだというのがメインなのであれば、「太陽光でなくてももし買ってくれる人がいるんだったら」ってお考えになるかもしれないですね。あとはさっきの注意点にもあったとおり、もう相手方を決めた上で相談しに来てとかはできないのと、あと不動産屋が入ってとかもできないので、相手が誰も決まってないから相談するというやり方になります。
- 推進委員（山内敏郎君）現金化したい、ここに住んでいないから山林を売る、それに付随する農地も売るっていうのが、 は現状非常に多いんですよね。それがソーラーに変更なっていくんだろうなと。それが手っ取り早いとなるんでしょうから。ここで農業委員会があっせんしますよと旗揚げすれば良いのかなと思います。
- 8 番（阿部博之君）これを周知すれば多分なんぼかの案件は総会にかけられると思うから、我々もうろ覚えで駄目だから肝心なところは喋れるようにしないとダメだね。
- 会長（遠藤重幸君）相談された時に対応できるようにさっとまとめたものを作ってもらえるといいな。やっぱり勉強しなきゃだね。
- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第 40 号の南三陸町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正については原案通り承認ということでよろしいですか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。

日程第 4 報告第 11 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

- 会長（遠藤重幸君）それでは報告第 11 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）総会資料により、相続による権利移動の届出があったものを報告。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。この件について質問のある方がおりましたらお願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）質問が無いようですので、報告は以上とします。

日程第5 その他

- 主事（佐藤京介君）それでは事務局より、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動推進に係る申し合わせ決議」についてご説明いたします。
- 主事（佐藤京介君）令和7年4月、今年の春に宮城県農業会議の方で策定したものになります。地域計画と農業に関する推進の要領になっております。この間、農業会議の方からですね、ぜひこの推進要領の方を総会の方で周知していただきまして、同じく申し合わせの決議などを行って、この運動を一緒に進めていっていただきたいということがありましたので、今回の総会にご説明をさせていただくものとなっております。私の方でご説明をさせていただきまして、この内容で南三陸町もやっていくというところで、委員の皆さんのご同意でしたら、申し合わせの決議に代えさせていただきたいと思います。
- 主事（佐藤京介君）「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領の読み上げ。
- 主事（佐藤京介君）何かご質問があればお受けしたいと思います。
- 5番（鈴木麻友君）これは宮城県の要領ということで農業会議が定めたものということですが、何か宮城県の特色みたいなところはあるのでしょうか。
- 主事（佐藤京介君）読み限り特段特色が記載されている箇所はないと思います。ちょっと他県のモノと比べてもいないのでわかりかねます。
- 5番（鈴木麻友君）そもそもこういうのを設定していない県もあるかもしれないっていう感じ。
- 主事（佐藤京介君）おそらくはないと思います。全国どこにでも農業会議はございますので。
- 主事（佐藤京介君）それでは、当町の農業委員会の方もこの推進要領に基づいてですね、活動を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします
- 主事（佐藤京介君）連絡事項として
 - ・ 次回現地確認・・・・・・11月18日（火） 担当：6番委員、1番委員
 - ・ 令和7年第11回総会・・11月25日（火） 南三陸町役場2階会議室にて
 - ・ 総会后、最適化活動の報告会及び農業委員会だより編集部会を行うのでこの場でお待ちいただきたい。

（閉会の挨拶）

- 職務代理（阿部博之君）どうもご苦労さまでした。今日はちょっと人数が少なく、その割には中身の難しい内容だったなというふうに思っています。

最近熊の問題がすごく気になってですね、鹿かイノシシは何となくあんまり恐怖はなかったんだけど、熊がこれだけ出てくるとやっぱり「ちょっとまずいな」というのがあって、それも遠くのことだと思っていたら、見たわけじゃないんだけど、童子山で今砂防ダムの工事が来ていて、その砂防ダムの周りに熊の足跡あるよって昨日言われて、なんでだっと思ったんですよ。果物を作っている人間からすると熊と果物はすごく相性がいいから熊のえさになり得るなと思って、ちょっと困った厄介な状況になっているなって思って、 のところでもなんかその足跡を見かけたっていうことになると、これは何かただ手をこまねいていたら、何らかの対処をしなきゃなっていうような、そんなところで今ちょっと思って悩んでいるところです。

あとまだ町内では山の中での発見しかないんですけど、各町では、市街地まで熊が来るって

というのは、自然環境が違うのか、熊の方が勉強しているのか、いろんな要因が重なっています。人と近くなり過ぎたっていうのがあって、ちょっとこれは農業を続ける上でも、簡単ではないことになってくるなというふうに思っています。そういう話もしながら、皆さんにも注意喚起して今後やっていきたいなと思います。ご苦労様でした。

- 事務局長（佐藤正行君）以上をもちまして、令和7年第10回農業委員会の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。
（午後2時55分閉会）

この会議録は、農業委員会事務局主事佐藤京介が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年11月25日

会 長 遠藤 重幸

署名委員（7番） 阿部 高裕

署名委員（8番） 阿部 博之